

杉並区議会議長交際費支出基準細目

(令和2年3月19日杉議会第1255号)

(趣旨)

第1条 この細目は、杉並区議会議長交際費支出基準（令和2年3月19日杉議会第1253号。以下「基準」という。）の運用について必要な事項を定める。

(支出の相手方)

第2条 基準第4条に規定する個人は別表第1、団体は別表第2のとおりとする。

(会費の支出)

第3条 基準第5条第1号に規定する会費とは、議長（副議長が代理する場合を含む。以下同じ。）が、会合に出席する際に支出する交際費をいう。

2 会費の支出ができる会合は、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 前条第2号に定める団体が主催し、別表第3に掲げるもので、議長が出席するに適切なものであること。

(2) 会費の額が定められている場合は、会合の目的、会場等に照らして適切な額であること。

3 会合の案内状、招待状、開催通知等に会費が明記されていない場合は、別表第4のとおりとする。

(慶祝の支出)

第4条 基準第5条第2号に規定する慶祝の対象は、次のとおりとする。

(1) 祝賀会、記念式典、落成式、表彰式、交流自治体等関係自治体が主催又は共催する事業等

(2) その他特に慶祝すべき事由があると議長が認めるもの

2 慶祝の額は、目的、会場及び類似事案を勘案して、決定するものとする。

(弔慰の支出)

第5条 基準第5条第3号に規定する弔慰の範囲は、本人、配偶者、実父母（議員が喪主となる場合は同居の義父母を含む。）及び子とする。

2 弔慰の額等は、別表第5のとおりとする。

(見舞いの支出)

第6条 基準第5条第4号に規定する見舞いの事由は次のとおりとする。

(1) 病気・負傷による入院加療半月以上又は療養1月以上の場合とする。

(2) 火事、災害で自宅が被害にあった場合とする。

2 見舞いの範囲は、議員とする。

3 見舞いの額等は、別表第6のとおりとする。

附 則

この細目は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区政に関係を有する個人

区議会議員、区議会議員待遇者、区選出の衆議院議員・都議会議員、区長、副区長、教育長、代表監査委員、教育委員、選挙管理委員、監査委員、農業委員、名誉区民、区内全域にわたって区政に関係する活動をしている地域団体・商工団体・社会福祉団体・保健衛生団体・学校・社会教育団体・文化・スポーツ団体の長
--

別表第2（第2条関係）

区政に関係を有する団体

区内全域にわたって区政に関係する活動をしている地域団体・商工団体・社会福祉団体・保健衛生団体・学校・社会教育団体・文化・スポーツ団体（官公庁の管轄地域を単位に活動している団体を含む。）、官公庁団体、交流自治体、区・区議会関係団体

別表第3（第3条関係）

会費の支出ができる会合

総会、懇親会、懇談会、意見交換会、歓送迎会、納会、祝賀会、記念式典、落成式、表彰式、運動会、新年会、賀詞交歓会、その他地域の催し

別表第4（第3条関係）

会費が明記されていない場合

区分	支出金額
正・副議長が出席し飲食を伴う夜間の行事	20,000円
議長が出席し飲食を伴う夜間の行事	10,000円
議長が出席し飲食を伴う昼間の行事	5,000円

別表第5（第5条関係）

弔慰の額等

対象	香典	花輪（生花）※
区議会議員	本人	20,000円
	配偶者、実父母、子、議員が喪主となる同居の義父母	10,000円
	在職中に死亡した議員の法要	—
区議会議員待遇者	本人、配偶者、実父母、子	10,000円
区長	本人	20,000円
区選出の衆議院議員・都議会議員、副区長、教育長、代表監査委員、名誉区民、退職区長、別表第2に定める団体の長（官公庁の管轄地域を単位に活動している団体を除く。）	本人	20,000円
教育委員、選挙管理委員、監査委員、農業委員	本人	—

※花輪又は生花代金は、地域等における標準金額とする。

別表第6（第6条関係）

見舞いの額等

対象	支出金額
病気・負傷による入院加療半月以上又は療養1月以上の場合	見舞品3,000円相当
火事、災害で自宅が被害にあった場合	見舞金10,000円